

そこで、この共通投票所につきまして、最後に大臣にお聞きをしたいと思います。

私は、障害者差別解消法、二〇一六年四月から施行されており、障害者の投票環境の向上という観点からも、この共通投票所はもっと推進されていくべきではないのかな。あるいは、期日前投票所もすくふえている。そして駅前やショッピングセンターなどへの設置も行われている、その場所をそのまま選挙当日も共通投票所として使えるのではないかと、そういう点も含めまして、障害者や高齢者の参政権保障の観点、それがひいては全ての主権者に優しい選挙にもなるという観点から、もっと力を入れて推進すべきだと思いますが、大臣のお考えをお聞きをいたします。

○石田国務大臣 今委員と選挙部長との議論でございまして、総務省としても、共通投票所あるいは移動支援、こういうことについて特別交付税措置を講ずるなどしておるわけでございまして、財政支援をしております。

委員御指摘のように、我々としては、有権者の投票しやすい環境を整えていくという意味で、御指摘の共通投票所の設置につきまして、各選挙管理委員会に周知をして、積極的に検討をしていただくようお願いをしたいと思います。

○長尾(秀)委員 積極的にお願いをしたいと思います。それでは、時間がありませんので、最後に、これも一昨日も議論がございました。地方議会議員の選挙における選挙運動用ピラ、この頒布の解禁が来年の選挙から行われるということで、一つは、町村議会が対象となっていないという点について、一昨日、大分議論がございましたけれども、公営と必ずしもリンクしてはいないではないかという委員の指摘に対して明確な御答弁がなかったのです。その点、もう一度お聞きをしたいということ、上限枚数、その点についてお伺いしたいと思います。

指定都市以外の市の場合、四千枚となっております。しかし、指定都市以外の市ということになりますと、人口六十三万一千九百七十三人、千葉県船橋市、人口三千三百三十二人、北海道歌志内市、これが同一の扱いということになります。もう少し人口の要素も加味をした上限枚数の方が現実的なんじゃないかという、二点についてお聞きをいたします。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。地方公共団体の議会の議員の選挙運動用のピラの頒布につきましては、平成二十九年六月に倫選特委員長提案で全会一致で議員立法されたものでございまして、来年の三月一日から適用されるということとなっております。

昨日も説明申し上げましたが、町村議会の議員の選挙においてピラが解禁されていない理由としては、国会審議の中で、条例による公営制度とすることとセットでピラの頒布解禁を行うことが適当との考え方に立った上で、現行でも選挙運動用自動車等が公営の対象になっていない町村議会議員選挙において、ピラの作成費用を公営とすると、公営制度全体の整合性に影響があるというふうな考えられたというような答弁があったと承知しております。

現在、町村議会の議員の選挙におきましては、供託金がない選挙でございます。一方で、それ以外の選挙のピラ、今回から解禁になるピラ、あるいは選挙運動用自動車の公営、あるいは今までやられていた選挙ポスターの公営につきまして、いわゆる新公営方式ということで、供託金没収点以下の方には公営がされないというようなルールになっております。

ただ、町村の議会議員につきましては、先ほども申し上げましたけれども、供託金がないために、これらの調整をどうするかというような議論が出てくるということでございまして、公営制度全体の整合性を図って今後検討していくというような答弁もあつたと存じております。また、そのピラの枚数の頒布でございまして、

ども、選挙運動用通常はがき、これは現在でも頒布できますが、その二倍ということで、バランスをとって決められたということと承知しております。

御指摘のような人口等を勘案した頒布枚数にする方式などにつきましては、やはり選挙運動のあり方にかかわる問題でございまして、各党各会派において御議論をいただくべき事柄と考えております。

○長尾(秀)委員 いや、だから、ピラの頒布について公営でやるかどうかは各自自治体議会が決めることなので、関係ないと思います。答弁になっていないと思いますが、人口の点も含めて再度大臣にお聞きをしたいと思います。

○山口委員長 申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔に。

○石田国務大臣 部長からも答弁申し上げましたけれども、この成り立ち自体が、委員長提案で全会一致でなされたということでございまして、議員立法でございまして、やはり各党各会派でしっかりと御議論いただければと思っております。

○長尾(秀)委員 終わります。

○山口委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋委員 無所属の会、田嶋要でございます。きょうも、おとといに続きまして、差しかえでの質問の機会をいただきましたこと、委員長を始め皆様へ感謝申し上げます。

きょうの閣法も含めて、投票率をいかにして少しでも上げるか。これは、大臣、ちよつと質問通告してないんですけれども、きょうの閣法も含めて、これは投票率を上げるためにはあらゆる方策を検討しなきゃいけない、そういうことで政府としてもよろしいですね。

○石田国務大臣 投票率というのは非常に大事なものだということも思っておりますので、やはりそれが向上するように、我々総務省としてもしっかりと頑張りたいと思っております。

○田嶋委員 確認させていただきます。要するに、この辺ぐらいで投票率はもういいん

じやないかというのはなく、やはり少しでも高いようにみんな頑張る、いろんな可能性を、それが功を奏すかどうかはわからないけれども、いろいろ試してみたいということも私は必要だということに思っております。

そこで、きょうは、広く主権者教育ということもやはり大事だろうというふうに思っております。そのためには、選挙期間もさることながら、ふだんの取組ということで、きょうは文部科学省にもお越しをいただきました。ありがとうございます。

公民館についてお尋ねしたいというふうに思っています。地域にある公民館は、法的にどういう位置づけでしょうか。

○中村大臣政務官 地域における公民館につきましては、社会教育法第二十条において規定をされております。「市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とされております。

○田嶋委員 地域にたくさんある公民館、私も文化祭等たくさんお邪魔しますけれども、次のお尋ねは、その場を借りて議員などが政治活動の国政報告会等を開催することというのは、現在、法で禁じられているかどうかをお尋ねします。

○中村大臣政務官 結論から申し上げますと、禁じられておりません。

社会教育法第二十三条第一項第二号には、公民館が特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することは禁止をされております。この規定は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものでありまして、例えば、特定の政党に特に有利な、又は不利な条件で利用されることや、特定の政党に偏って利用されることは許されませんけれども、公民館を政党又は政治家に利用させること

を一般的に禁止をさせるものではありません。

○田嶋委員 大変明快に御答弁いただきましたが、この条文を読めばそう書いてあるわけですが、現実にはなかなかそうではないというところでございまして、私も初当選のころは、公民館は国政報告会には使えませんがよく言われまして、ところが、同僚に、使っている同僚がいたんです、違う地域で。何じゃこれはという話で。以来、大分月日が流れましたけれども、地方議会でもこの質問は出ておりまして、私、ぜひ、きょう、この限られた時間で文科省にお願いをしたいと思えます。

法律では明らかなんです、やはり何か、政治は余りこういう場にはなんという誤解が起きがちなものも何となくわかりますね。だから、みんなにオープンならそれでいいんですよ、要は、要するにそういうことですよ。だから、地域の首長さん方もいろいろ取り組まれているとは思いますが、ぜひこの際、文科省から通達等を出していただいて、現場にある誤解、対応がまちまちであるこの現状を一気に正していただきたいと思えます。

配付資料一をごらんください。

これは「関心のある選挙」、明らかに、これは明らかにと言つと、一番低いのは都道府県議会選挙ですね。わかりますね。市町村議会選挙もやはりその次ぐくらいに低いですね。やはりこれが現実ですね。首長選挙は若干高い。総選挙は更に高い。参議院選挙は少し低い。

そういうことでございますが、特に私は、地域にたくさんある公民館をもつと政治家が市政や県政報告会に活用すれば、もつと地元市議会、県議会の活動が見えるようになって、彼らの関心が高まって、そしてそれが投票率の向上という究極の目的に私はつながっていくというふうに思っています。ぜひこれを、きょうは、明快に通達等を出していただく確約をしていただきたいと思えます。

○中村大臣政務官 文部科学省といたしましては、先ほど答弁させていただいたような解釈につ

きまして、教育委員会の担当者の会議等で説明を行うなど、適切に周知を図ってまいりたいと考えております。

○田嶋委員 きちんとやっていたかどうかわかりませんが、私の地元で届いているかどうかもちょうど確認します、よろしくお願いをします。

それでは、文科省はこれで結構でございます。感謝申し上げます。

次に、大臣の方に、総務大臣。学校の統廃合、資料の二枚目をごらんください。

これは私の選挙区でございますが、一〇年で二十六校あった小学校が、十八校になっているんですね。これはなかなか激しいです。です。中学校はさほどでもありません。しかし、小学校は投票所になっておりますから、だから、地元を回っておりますと、今回から選挙の投票所がえらく遠くなったわよ、行く気がしないわという声をよく聞いたんです。

そういうこともございまして、私は、期日前投票所の話を前回、おともいもさせていただきましたが、ちょっと時間がありませんので、全体の投票所数が四万七千余りに加えて、期日前投票所というのは今日本じゅうで五千三百力所ありありと聞いておりますが、その中で、ショッピングセンターなどの商業施設は今どのくらいございすか。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十九年の衆議院議員総選挙における期日前投票所のうち、ショッピングセンター等の商業施設に設けている数は百八十二力所でございます。その前回、平成二十六年の総選挙のときの四十四力所に比べれば多くなっているというところでございます。

○田嶋委員 百八十二力所、加えて駅中が十力所ということでございますが、全体の中で大変少ないと思えます。そして、私の選挙区では、三力所、そういった

ところにできまして、例えば、千葉駅の中のそのうデパートがやったんですが、圧倒的にやはり利用されるということなんです。

前回は申し上げましたが、法律で決まっている一力所の期日前投票所なんか比べて、やはり駅前とかショッピングセンターは圧倒的に利用される。アンケートをとると、どうやってここにやるのを知りましたか、買物に来たらあったと。要するに、事前に知って行くということじゃないんです。行ったらまたあったという人が多いいんです。だからこそ、よく人が行くところに設けていることが投票率を上げる鍵に私はなるというふうにご考えております。

そこで、大臣、お尋ねをいたしますけれども、この投票率のアップということで、特に、私は、この期日前投票所を、即効性のある、究極は、きょう、橋本岳さんもいらっしゃいますけれども、究極はインターネット投票も実現しなきゃいけないと思えますよ、しかし、即効性のある手段として、もつとこの期日前投票所、商業地区や駅前の期日前投票所をふやさなきゃいけないということをお申し上げたいと思えます。

今でも、現行、各市区町村ごとに最低一力所の期日前投票所というルールがあるわけでございますけれども、商業施設、そして駅中、駅前、最低一力所、こういった努力義務も含めて、できる限り必置の方向に、大臣、持っていく、来年は特に選挙イヤーでございますので、こういったことを御検討いただけないでしょうか。

○石田国務大臣 今御指摘の点について、総務省では、これまで、国政選挙や統一地方選挙の都度、各選挙管理委員会に対しまして、地域の実情等も考慮し、頻りに人の往来がある駅構内やショッピングセンターなどの選挙人の利便性の高い場所への期日前投票所の設置について、積極的な対応を要請してきたところでございます。

ただ、一方で、商業施設というのは地域的な偏在もございまして、また、投票スペースの確保等については施設管理者との調整もあります。さら

に、複数設置する場合の二重投票の防止とかいう問題も出てくるわけでありまして、そういう課題がある中で、全ての市町村に、商業施設に必ず一力所、期日前投票所を設けることを義務づけることは難しいと思えますけれども、今後とも、我々としては、先ほど申し上げましたように、利便性の高い施設への期限前投票所の設置について、積極的な取組を促してまいりたいと思っております。

○田嶋委員 日本全国津々浦々、効果的な場所が見つかからないかもしれない、それはそのとおりだと思っております、特に、現実問題として、投票率が低い場所は都市部であることも多いですね。そういうことから考えると、特に都市部に関しては、人が集まる場所というのがあるわけでありまして、義務化は難しいにしても、各駅には一力所設けるぐらいの、そういう目標を持って総務大臣が旗を振っていただくことが私は大事だろうというふうに思えます。

先ほど見ていただいたこの小学校の減り方、これ、どう思えますか。みんな選挙に行くのをやめちゃいますよ、これから。どんどん高齢化が進んで、もうこんなに遠くになっちゃったら行かないわと。おまけに、雪や雨が降ったらどうするんだという感じですね。

ぜひとも、これは特に、期日前投票所の中でも、やはり人がほつておいても集まる場所に設けるということが私は重要だというふうに思えます。

それから、人の手配等も、事前に聞きまされたけれども、本選挙のその日に比べて、ボランティアを集めることは容易だという話も聞きました。やはり数が全然違いますからね。

そういう意味でもポトルネックはさほどないと思えますので、ぜひ大臣、これは改めて、来年の選挙イヤーに向かって号令をかけていただきたいというふうに思えます。

そして、もう一問、期日前投票所についてお尋ねしますが、この期日前投票所を、かなり投票がふ

えてきておりますが、昨年の総選挙、どのぐらいが期日前に投票されましたでしょうか。

○大泉政府参考人 昨年の衆議院議員総選挙において、期日前投票を行った者は約二千三百三十八万人でございまして、投票者数に占める割合は三七・五%、有権者に占める割合、これは投票率に相当しますが、二〇・二%となっております。

○田嶋委員 もうかなり大きな割合になってきています。

私は、自分も選挙をやりましたが、常日ごろから、じゃ、最終投票日ということと期日前を果たして分ける意味があるのかなと。これは要は、一人でも多くがどこかで投票できるように、投票率を上げることが最終的な一番重要なゴールだとすれば、わかりにくくなっている部分は例えば排除していくべきだ。

例えば、期日前投票は八時半からですか、そうですね。最終投票日は七時ですね。そういう區別があると、七時から期日前にやっていると思ったらやっていたら、もうその人は二度と戻りませんよ。やはり、そんなことに區別をつける必要は私はないと思います。

できる限り統一したルールで最終投票日まで、これも、ほかの国では、最終投票日が日曜日じゃない国もたくさんあるわけですね。日曜日に最終日を持ってくる必然性はルール上ないわけでありまして、私は大臣にお尋ねいたします。

選挙運動の最終日翌日の日曜日の、日本の場合には日曜日の投票日と、それまでの期日前投票とに実質的な差を設ける理由はもはやなくなつたのではないかと。むしろ投票期間として一つにくっつけて、多くの皆さんに、いつでもいいから選挙に行ってくださいということをやるときではないかと。お手元に資料の三もおつけしました。期日前投

票に行くこと、こういう宣誓書を書かされるので、なぜかという、今、建前上は、期日前は、投票日に選挙ができない人の例外的な措置、そういうことですね。例外的な措置なんだけれども、宣誓書を見ると、どんな理由でも投票できないんですよ。そう思いませんか、これは、別に、ドライブに日曜日に行くからといたって、だめというわけじゃないですか。この宣誓書自体が私は形骸化をしていると思います。

この際、一人でも多くの皆さんに選挙ができる環境をわかりやすく整備するということが大事。これだけ期日前投票の重みがふえてきたからには、これは大きな話であります。選挙投票日という概念よりも選挙投票期間という概念で私たちが投票率アップを働きかけるべきではないかというふうに思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○石田国務大臣 非常に斬新的な御提言でございますけれども、現行の選挙制度というのは、やはり候補者が選挙運動を行って、そして選挙人に投票を行うに当たっての情報を提供する、そして最後に選挙人が投票を行うという流れ、そういうことの中で投票日当日に投票を行うというのが原則になっていくわけで、期日前投票につきましては、今委員おっしゃられたように、まさしく例外的規定でございます。これは、選挙の当日に投票することが困難である、そういう方のために期日前投票という制度があるわけで、例外的であります。

それで、仮に投票日にかえて御提言のような投票期間を設けるとした場合、課題といえますか検討する必要があるのは、選挙運動が十分行われる前に一般的に投票が行われることをどう考えるかということ、一つあります。それからもう一つは、投票期間中、今よりも多数の投票所を設置しなければならなくなるわけですね。そうやってまいります。それからもう一つは、今御指摘のあった投票時間の問題。通常、日曜日には七時から二十時ですけれども、期日前は八時半から二十時。そうやってまいりますと、設置の数の問題あるい

は時間の問題を含めてコストの増大というのが見込まれるわけでありまして、一方、選挙管理委員会の関係者の負担も増すわけでございまして、そういうことをやはり検討する必要があるのではないかと、そういうことを考えております。

ただ、非常に重要な選挙制度の根幹にかかわる問題ですので、やはり各党派で十分御議論いただくことが重要ではないかと思っております。

○田嶋委員 大臣ありがとうございます。まさしく大事な大きな話であります。かつて各党協議会というものもございました。ぜひともこれは議員側も政府側も前向きに検討していかないと、きいけないうふうに思います。

もう質問は終わっておりますので、最後に一言だけ。一昨日にエストニアの話もいたしましたが、今の大臣の話とかかわりますが、エストニアのインターネットの投票は、何回でも書きできるということですね。何回でも書きできる。最後に紙で投票したらそれで確定ということなんです。紙で投票しなければ、最後に書きしたネット投票が最後の確定ということで、非常に賢いやり方になっていく。そうしたことも参考にしながら、ぜひ、投票率が上がるように、みんなで力を合わせていきたいというふうな思っております。

○山口委員長 次に、塩川鉄也君。○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。法案について質問いたします。日本国憲法は、国民主権、議会制民主主義の本理念のもと、主権者たる国民が政治に参加する手段として選挙制度を位置づけております。また、住民の福祉の増進を図ることを基本とした地方自治体においては、選挙によって住民の意思が示されること、住民の意思に基づき、自治体みずからの意思と責任を持ってその役割を果たしていくことを明記しております。憲法上の権利行使にとつても、住民の意思を議会、首長に反映した地方自治を行うためにも選挙が重要であることは

言うまでもありません。前回の質問で、期日前投票が増加をし、候補者情報が入らないままに投票が行われている実情について取り上げました。大臣に伺いますが、選挙が正当に行われるためにも、有権者に、誰が立候補し、どういう公約を出しているのか、候補者情報が必要で、お考えをお聞かせください。

○石田国務大臣 先ほど来申し上げましたけれども、投票は、やはり国民主権のもとで最も重要な権利の一つでありまして、選挙権の行使に当たっては、やはり有権者が、今御指摘のように、候補者や政党の政策等の情報を十分に得られることは大変重要なことと認識いたしております。

○塩川委員 ということでもあります。明るい選挙推進協会が選挙のたびに意識調査を行っております。二〇一五年の統一地方選挙全国意識調査の結果について紹介していただきたいんですが、候補者に関する情報が不足しているかどうかについて、地方選挙で候補者の人物や政見がよくわからないために、誰に投票したらよいか決めるのに困るという声があります。最近の地方選挙であなたはそう感じたことがありますかとの質問に、感じたことがあると答えた人の割合はどのくらいか、その割合が過去と比べてどうなっているのかについて説明をお願いします。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。平成二十七年、二〇一五年の統一地方選挙後に明るい選挙推進協会が全国三千人の有権者を対象に実施した意識調査によりますと、候補者情報の不足を感じたことがありと答えた割合は、平成二十七年には五三・四%であったと承知しております。かつて、昭和五十四年のデータがございまして、これが三一・六%であったと承知しております。

○塩川委員 以前にも増して不足と感じたことがある人の割合が高まっている。前回でいえば、五三・四%と過半になっているという現状があります。しかも、情報不足を感じている人の六割が、